

日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）



- 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、認定輸出事業者の海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

■ 海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。

■ 為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。

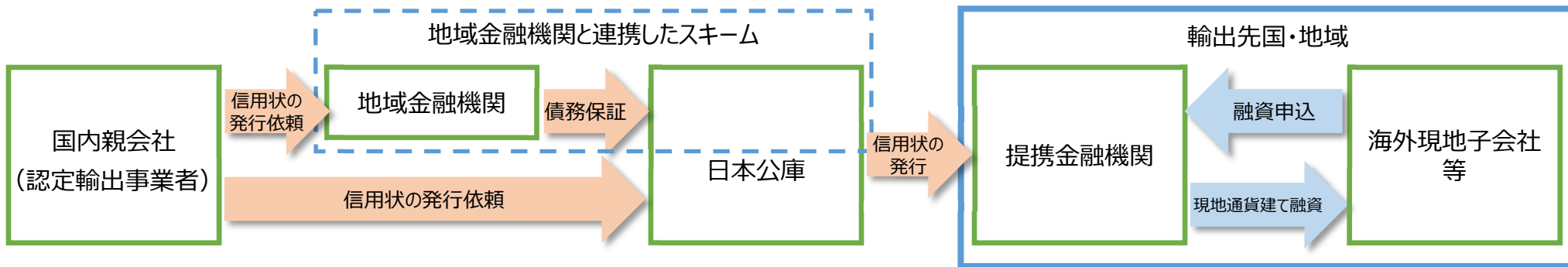
■ 国内親会社の財務体質の改善

海外現地子会社等が国内親会社から資金調達（出資受入や借入）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。

■ 海外での経営管理体制の強化

本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図



提携金融機関

- 平安銀行（中国） ■ インドステイト銀行（インド） ■ バンクネガラインドネシア（インドネシア） ■ 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
 - 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ KB 国民銀行（韓国） ■ CIMB 銀行（マレーシア）
 - バンコック銀行マレーシア法人（マレーシア） ■ パノルテ銀行（メキシコ） ■ メトロポリタン銀行（フィリピン） ■ DBS銀行（シンガポール）
 - ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■ 合作金庫銀行（台湾） ■ バンコック銀行（タイ） ■ ベト・イン・バンク（ベトナム） ■ HDバンク（ベトナム）
- （本店所在地の英語名のアルファベット順）